

○國學院大學大学院私費外国人留学生の授業料減免に関する規程

平成14年12月19日

(目的)

第1条 この規程は、大学院私費外国人留学生（以下「留学生」という。）の授業料の減免について定める。

(減免の割合)

第2条 留学生に対しては、当該年度授業料の3割を減免することができる。なお、この規程の運用に関しては、別に定める内規による。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は平成15年4月1日から施行する。平成15年以前の入学者ですでに「大学院外国人留学生の授業料減免に関する規程」の適用を受けている者は、在学中の前期又は後期課程の修了までなお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した学生の減免については、なお従前の例による。